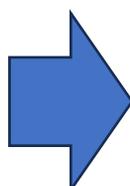


マイナ救急 実証事業を実施します

鹿島地方事務組合消防本部では、マイナ保険証を活用して過去の受診歴や薬剤情報などを把握し、皆さんをより円滑に医療機関へ搬送するための取組を行っています。

マイナ保険証を活用するメリット



- ・傷病者の負担軽減
- ・より適切な応急処置
- ・円滑な救急搬送
- ・病院での事前準備



を救急隊へ正確に伝達可能

実証事業の概要

マイナ救急とは？(以下の二次元コードから約50秒の説明動画をご覧ください。)



YouTube(二次元コード)



X(二次元コード)

実証期間

実施救急隊

2025年10月～2026年3月末まで 鹿島地方事務組合消防本部の救急隊
※ 前後する可能性があります

マイナ救急は
暗証番号も
顔認証も
不要だよ

もしもの時に備えて

いつ、救急車を呼ぶことになるか分かりません。
住民の皆さんご自身の命を守るためにも、

マイナ保険証の携行をお願いします。



お問い合わせ

鹿島地方事務組合消防本部

救急救助課TEL:0299-97-3613



実証事業に関する
情報は特設サイト
でもご覧いただけ
ます

※本実証は総務省消防庁が全国全ての消防本部と連携して実施するものです。

マイナンバーカードを活用した救急活動の実証事業（マイナ救急）



マイナ救急実証事業

マイナ救急とは、救急車を利用される方のマイナ保険証を救急隊員がカードリーダーで読み取り、専用タブレット端末を使用して、過去に受診した病院や処方された薬などの医療情報を閲覧し、救急活動の迅速化、円滑化を図る取り組みです。閲覧した医療情報等は、救急隊が適切な処置を受けることができる医療機関の選定をするために活用します。搬送中の適切な応急処置や搬送先病院での受け入れ準備が可能となり、救命率が高まることが期待されます。

ご協力をよろしくお願いいたします。

※この実証事業は、総務省消防庁が全国の 720 消防本部と連携して実施するものです。鹿島地方事務組合消防本部では、令和 7 年 10 月 1 日から開始します。

★マイナンバーカードを見せるだけで以下の情報が伝わります



実証事業実施期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

マイナ救急にて医療情報を活用するために必要な準備

マイナンバーカードを所有しており、健康保険証の利用登録が完了している必要があります。

※健康保険証の利用登録方法につきましては[下記外部リンク](#)先のリンク集をご覧ください。

救急現場でご協力いただきたいこと

マイナンバーカードを救急隊に渡してください。その後、救急隊員が医療情報を閲覧することについて口頭で同意していただければ、救急隊員が医療情報を閲覧します。

※傷病者の生命を保護する必要があり、本人から同意が得られることが困難な場合は、同意不要で情報を閲覧することもあります。

マイナ救急の流れ



Q & A (外部リンク先一部抜粋)

Q：救急隊員に、マイナンバーを見られても大丈夫なの？

A：マイナンバーは行政が個人を特定するために使用するもので、マイナンバーを使用する際は顔写真付本人確認書類などによる本人確認が必要です。このため、マイナンバーを知られたというだけで、個人情報が漏れたりすることはなく、何かに悪用することは困難です。また、マイナ救急では、12桁のマイナンバーは使用しません。

Q：救急隊員に、救急活動に関係ない個人情報も見られてしまうの？

A：マイナ救急に使用するシステムで救急隊員が閲覧できるのは、マイナ救急に使用するシステムで救急隊員が閲覧できるのは、氏名や住所等の券面上の情報と、受診歴や薬剤情報などの医療情報だけです。税や年金など、救急活動に関係のない情報は、閲覧できません。

Q：救急車で運ばれるような緊急時でも、マイナンバーカードの暗証番号の入力をしないといけないの？

A：マイナ救急の実施にあたっては、救急隊員が傷病者の顔と券面上の写真を確認し、本人確認を行うため、マイナンバーカードの暗証番号の入力は原則不要です。

マイナンバーカードの携行をお願いします。

本事業にご協力いただくため、マイナンバーカードの保険証登録および携行をお願いします。マイナンバーカードは持ち歩いても問題のない安全性の高いカードです。ICチップにはプライバシー性の高い情報は記録されておらず、紛失時の不正利用を防ぐための対策も講じられています。

詳しくは下記のリンク先をご覧ください。

【外部リンク】

[\(総務省消防庁マイナ救急特設サイト\) あなたの命を守るマイナ救急
～もしもの時に備えてマイナンバーカードを持ち歩きましょう～](#)

